

滋賀県環境影響評価審査会議事録

1. 日時 平成 25 年 7 月 17 日 (水) 13:30 ~ 16:00
 2. 場所 大津合同庁舎 7 階 7 - B 会議室
 3. 議題 (1) 草津市立クリーンセンター更新整備事業に係る環境影響評価準備書について
(2) 滋賀県環境影響評価技術指針の改正について
 4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、浅見委員、定森委員、樋口委員、山崎委員、遊磨委員、和田委員
 5. 内容 (1) 当該事業に係る環境影響評価準備書についての説明および質疑応答
(2) 滋賀県環境影響評価技術指針の改正についての説明および質疑応答
-

議題 (1) について

[事業者が、準備書の内容を説明]

(会長) 今の説明を踏まえ、委員の皆さんから事業者への質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

なお、希少種保護の観点から非公開資料についてのご質問、ご意見で詳細な情報を含む場合には、事務局を通じての事業者への確認という形を取りたいと思いますので、ご了解いただきますよう、よろしくをお願いします。

はじめに確認ですが、要約書で 9 ページに、処理施設の表で「加熱器」というのがありますが、「過熱器」ではないか確認してください。

それから発電能力は幾らなんでしょうか。

(事業者) 言葉については確認します。

それと発電の容量については、まだ詳細な設計までできていませんが、想定としては 2,300 kW 程度の発電容量を考えています。

(委員) 文化財についてですが、準備書資料編 2 243 では、基本的に埋蔵文化財がないということが多分いいとは思いますが、資料編 2 245 では将来的に発掘調査をするときにどうしようにしようかということで、おそらく何 m 四方かの方眼を組んで 10 調査区まであるのですが、この中で南東と西側がどうも空きになっている。

2 - 243 を見ると遺構もない、それから遺物も出ていないということで、もうないだろうとは思いますが、例えば、この南東側で、特にこの南東側はかなり深く掘ると

ころですので、可能性はまだ残っているということになります。

この南のほうは、いわゆる後ろに山があり斜面になるので、おそらくないだろうという発想なのかもしれませんが、例えば窯とか、それから製鉄になってくると、風を送り込むために斜面に造ることもあり、十分注意をしていただきたい。

今までの経験から言いますと、これで外した例が何例かあります。しまったということにならないように、よろしくお願ひしたいと思います。しっかりと教育委員会さんと連絡、連携を取りながら、もし見つかった場合はやっていただきたいと思います。

(事業者) 今のご意見で、まず西側については、現在駐車場ということで試掘調査をさせてもらっていません。南東側については、事前にそれとは別にボーリングの調査をしております。その結果、南東側については、このグラウンドを造成するときに山の裾を切土しているということが分かっています。切土の上への設置ということなので、いわゆる文化財の対象となるような地層が見当たらないということで外させていただいています。

(会長) 要は工事中に注意すべしということですね。

(委員) そうですね。

(事業者) はい。

(委員) 今の議論と関連するところですが、具体的に切土なされたのは厚みがどれぐらいであったという資料は残っているのでしょうか。厚いのか薄いのかというのが今の議論に関連すると思うので、その量をお示しいただく必要があるかもしれないなと思いました。

(事業者) そのボーリングの中で除却した厚みというものまでは分かっておりませんので、工事の時点で十分注意をして掘削についてはやっていきたいと考えています。

準備書の76ページを見ていただくと、これは実施計画書にも書かせていただいているのですが、あくまでも過去の地形とか遷移で想定していますが、想定される厚さとしては、切ってここに盛ったとしますと、おそらく3m程度、10mいかない、数m程度と想定しています。

(委員) その切土とか盛土とか、まだ分からないのですが、先ほどの説明で残土というか、6,800m³の土が出るというお話で、これを敷地内で処理されるということなので、建屋のところを除くと1mぐらい地盤が上がるということになりますが、そういう計画がちゃんと書かれていないので、もうひとつよく分かりにくい。

(事業者) 一応敷地面積としては、19,000m²です。

建屋をそのうちの半分ぐらいとすると、今すぐ計算できないのですが、1 mは、仮に全部処理しても上がりません。

(委員)単純計算で0.6ですけど、それよりもっと上がりますね。

(事業者)はい。一部はいわゆる残土として運んで有効利用することもしなければいけないと思っておりますが、具体的に今のご指摘は、掘削した土砂の量と、それをどのように、例えば自区内処理するのか、あるいは一部持ち出す分があるのかとか、それをどう処理するかということにつきまして、もう少し明確にしようということで、量的なことはもう少し詰めさせていただきたいと思います。

(委員)県にも伺いますが、準備書の段階では、この程度でいいのでしょうか。

(事務局)次回、追加資料で事業者よりご説明するよう、調整させていただきます。

(委員)これも県にとりあえずお伺いしたいのですが、今回の準備書を見ると、それぞれの項目について順番に工事中がこう、供用後がこうと書かれているのですが、これは分けて書いていただくほうが、見た目素直な気がします。工事中に特に発生する騒音であるとか水質の問題とか、供用後に主に気になるような大気関係の事柄とか、発生する項目が違いますので、これを分けて書いていただくほうが分かりやすいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

(事務局)ご指摘ありがとうございます。この構成につきましては、事業者側と調整させていただきました。

各種の環境項目もあれば、そして時間軸、委員ご指摘のように、工事中のもの、そして供用後のもの、このマトリックスができるわけです。それを縦で切った構成にするか、横で切った構成にするか、どちらかのやり方を取らなければいけないのですが、今回はこういう構成にしております。

どちらが見やすいかというのは、ルールはございませんが、今回はこの整理の仕方のほうが分かりやすいかなということで調整をしております。

(委員)その工事中のところ、盛土の話をお伺いしたのですが、例えば、工事中のときにやはり気になるのは濁水関係のことです。

沈砂池をなながしか造ることなのですが、どこに造るのかとか、沈砂池を工事中につくっているとしたら、では残土はどこに置いてあるんだというのが気になってくるわけです。そういう工事中のことというのが意外に大きな影響を及ぼして、それが半年であ

れ、1カ月であれ、結構大きな影響を及ぼすことが大きいのですよ。

工事中というのは大きなインパクトが、特別なことがかかるので、そういうことをしっかり想定していただいて、本当に調整池をどこに造り、建屋との関係はどうかなどが気になります。そういう工事中のプロセスのことをもう少し詳しく計画を立てて示していただかないと、雨水計画なんかもどうなっているのかが気になりますが、いかがでしょうか。

(事業者) 今のご指摘については非常に重く受け止めなければいけないと思うのですが、ただ私どもとしては環境影響評価の熟度の問題に関わるころかなと判断しておりまして、現段階で率直に申し上げまして、建屋をここにしまして、残土が19,000m²の敷地の中にどれぐらい出て、それらを沈砂池、あるいは濁水処理プラント、どこに置くのが適切かというのは、図面上に表記することは現段階ではなかなか困難なところですよ。

では何にもやらないのかということですが、不確定要素がございますので、準備書の502ページの「事後調査計画」の中で、今のご指摘、特に濁水の問題というのはわれわれも大きな問題というふうに捉えておりますので、実際に工事に合わせまして、工事期間中にチェックをして、その予測結果、あるいは評価というのができるかどうかというのをチェックしながら、場合によりましては位置を増やすとか、あるいは位置を変えるとか、そういうことは順応的に管理していくというのが妥当ではないかということで、現段階の準備書段階では、こういう記載にさせていただいております。

厳密にここにこれだけ置いて、これをどう処理するかというのは、残念ながら今の事業計画の熟度の段階では記載が困難であるということは申し上げておきたいと思っております。

(委員) 熟度のことで逃げられたら、何か感じが悪いですよ。

とりあえずこういう計画で一旦アセスしてみましたというのがあって、それで駄目だったら、何か別のことを考えると、そういう新しいアセスのやり方や、複数案でなくても、幾つかあちらこちらした結果が今とりあえずこれですと、それでアセスをやってきましたという案がないと、それでアセスと言ってもアセスにならないのではないかなという気がしますが、いかがですか。

(事業者) はい。現段階で事業者として考える、このくらいの案を考えているということは図示なり、何らかのかたちでもう少し分かりやすくご提示するようにしたいと思います。

(委員) こういう施設なので、施設そのものとか大気のこととは比較的研究もよく進んでいる、技術的にも大分進んでいるのではないかなと思うのですが、工事とかは、一番気にしなければいけないところだと思うので、その工事中のプロセスというのがどうなっているのかが気になります。

例えば水質のこの話が出てきましたけど、水質を測られたのも雨水で、天井川だから水が流れていないのかもしれませんが、雨が降ったときに測ったと。それで良いのでしょうか。

つまり、例えば流況調査的なことは一体どうなっているのだろうかとか、そういう河川関係のところとの協議ではどういようになっているのかというのは、実際にはどうですか。やはり公共施設という施設を造られるわけですから、調整池みたいなものも改めて造るとかというような話も出てくるかもしれないし、そうなったらますます敷地が足りないというようなこともありますので、そのへんのところはどうでしょうか。

(事業者) 洪水調整池の件でございますが、開発面積等で、例えば広い面積を造成開発する場合には必要であるというような制度ですので、そういった場合は調整池を造りますが、今回の開発に関しましてはその必要はないと考えています。

(委員) 分かりました。そういう記載もされておかれたほうがいいのではないかなという気がします。

あと、草津川、あのへんは結構天井川になっていて危ないところですよ。どちらかというと整備があまり進んでいないところですので、雨水の放流計画なんかもアセスとしてされているのでしょうか。

(事業者) 今回の事業に当たりまして、今、工事中に例えば流出が増えて、草津川のほうに想定されるのは、流量規模が大きくなって、それで何か二次的な影響が出るのではないかというようなご指摘かと受け止めますが、今の計画で考えますと、今の現況のグラウンドが志津運動公園になっているあたりが裸地でございますが、そこから出る量がそのまま流出というような考え方になるかと思いますが、新たに水をくみ上げて放流する、追加ということはありませので、流量自体が現状よりも増えるということはおそらくないと想定しております。

従って濁りの問題ではないかというように考えております。

(委員) 河川の関係は詳しくないですが、総量的には多分変わらないと思うので、流量達成率の問題とか、わずかな距離ですけど、一応河川管理の担当の方としっかり協議していただいて、その結果もこちらに記載していただくようお願いしたいと思います。

(事業者) 補足させていただきますが、今、滋賀県流域治水政策室と、そのへんの雨水排水計画につきましては協議をしておりますが、今、明確な雨水排水計画というのは立っておりませんが、十分協議をさせていただいて、できましたら、準備書には今記載はさせていただいていないのですが、評価書なりに十分そういった検討の結果、雨水排水計画を策

定させていただいた結果を何らかの方法でお示しをさせていただきたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。影響がないなら、ないということをはっきり書いていただくほうが安心です。

(委員) 今、濁水関係の水質のことが出たので、私のほうからも2、3質問させていただきます。準備書資料編2 204ページのところ沈砂池の容量算定を行われているのですが、その沈砂池の容量算定に使われた「面整備事業の環境技術マニュアル」から合理式によって算出されたという根拠ですね。

まず流出係数 f 1 は造成区域の雨水排出係数ということで、0.5が使われている。この0.5というのは、滋賀県の雨水排水とかでも、山林とか田畑で、確か0.6か0.7ぐらいあったので、かなり低い流出係数ではないかということと、それから、ここで用いられている、難しいとは思いますが、平均降雨強度の考え方ですね。

降雨強度の算出では、2012年の月最大日降水量で計算をされているのですが、これが日最大降水量であると、平均降雨強度に換算すると、非常に小さい値になってくると思います。実際に計算すると2.79と降雨強度としてはそんなに大きくない数値をここに適用されているという考え方だと思います。

それらが全部関わってくるので、実際に2 206ページのところで、沈砂池の総貯水量の規模というものを算出しており、この数字というのは、重要な意味をなしてくると思いますが、これらの数字を適用された理由を教えてくださいませんか。

(事業者) まず流出係数のほうでございますが、一般的な土木工事で使っているマニュアルを使わせていただいています。流出係数のほうですが、今回、対象面積を1.9haというところですが、これは実は全ての面積を取っております。実際に造成工事をするのは、そのうちの数千 m^2 ぐらいだと考えています。

そういう意味で、通常の雨水排水の0.7とかというのを取るのはちょっと過重だなというように考えておりましたのと、一般的な土木工事で、そういう0.5という数値はマニュアルでもありますので、そういう意味では、面積 \times 0.5ということで、それ以上の流出はないだろうと判断しております。

もう一つ、降雨強度のほうですが、実際に今回の工事に関しましては、こういったプラント施設の造成工事になりますので、いわゆるゲリラ豪雨とか、そういった対象の降雨のときは工事を中断いたします。

ですから基本的には例えば10mmというときも、これはかなりの風雨ですから完全に工事をストップいたしますので、工事の影響による流出量という計算がまたあれば、時間2~3mmぐらいが適当ではないかというふうに判断しております。

(委員) ここでは2012年1月から12月に、突然67mm という数字が出てきていま

すが、一方、31ページの「自然的状況」で、気象の状況を整理されています。そこを見ますと、ここ10年間ぐらいの日最大の降水量としては、平均で98.3mmという数字が挙げられています。なぜそれを使わなかったのかなということ、せっかくこちらのほうで挙げているのに、水質の実際に容量を計算するときには昨年度だけを使ったのでしょうか。評価書の最後の整理で、危機管理対策、計画とかで非常によく書かれていて、降雨のときに対して工事をストップするなどのマニュアル的な配慮というのも考えられているとは思いますが、しかし、この部分だけを見ると、どうしても過小に評価をした結果を準備書として挙げているようにしか思えないものですので、本当に算定の下に仮調整池の容量というものを決められているのかが疑問に思うところです。

また、沈降試験によって、滞留時間として、11.6時間という値になってくると、日降水量で計算した場合に、連続した雨というのが降ると、あまりそぐわない内容になってきますよね。1日だけが降って、その次に晴れば、今この貯水容量でもストップがかかるのかもしれないけれども、雨というのが連続して降った場合に、本当にこの容量の算出方法と適用範囲で適正なのかというところを再検討というんですか、もう一度理由をはっきりさせて、必ずしも大きいのをたっぷり用意してくださいというわけではないですが、いわゆる危機管理対策というところで、そのあたりの回避というもの、軽減というものを考えられているというのは分かるのですが、準備書の段階で適正な容量に対してもうちょっと根拠づけが必要ではないかなと考えております。

(事業者) 今のご意見で、日最大降雨量や11.6時間の考え方、そのへんのところももう少し、単に容量だけを大きくするというのではなくて、根拠も含めて再検討させていただきたいと思えます。

(委員) 準備書の499ページ、「景観」のところになります。ここで環境保全措置の内容として、緑化措置などについて検討していくという旨書かれています。実際には、フォトモニタージュとか資料編のほうで見ますと、ごくわずかな部分だと思えますが、緑化が一応なされるようなかたちになるのかなと思えます。

緑化計画については記述されていないのですが、ここに例えば侵略的な外来種なんかを導入してしまいますと、周辺に対する影響とかが出てくると思えます。その点について、草津市景観計画に従うとありますので、この計画のほうに外来種に対する配慮なんかについても指示があるというふうに考えてよろしいでしょうか。

(事業者) 具体的に特定の種を挙げて、これは駄目とかというところまで細かく書いてあったかどうか、確認いたしますが、大まかなものとして、できるだけ在来種によって緑化を図るということは記載されていたと記憶しております。

従いまして、実際どういう種類を、これからどの位置にどれくらいの密度といたしますか、

ということはまだ具体的にそこまでいっておりませんが、当然そういうものに配慮しながら在来種を中心とした緑化計画ということを考えていきたいと思っております。

(委員) ごくわずかな部分であっても、特に侵略的な外来種の場合、周辺に与える影響というのが大きいので、もしこの計画のほうに記述がないようでしたら追記して、その旨書いてくださるようお願いいたします。

(委員) 猛禽類調査の定点調査をやっていただいて、きちっとした結果が出ていると思います。ここにありますように、サシバ、ハチクマ、それからオオタカ、さらにはハヤブサ等が繁殖しているような極めて生物多様性に富んでいるような環境があるのだということが明らかになったと思います。

それで予測につきまして、要約書の48ページですが、こういう結果でいいのですが、まず「予測」の中の「営巣地」は「営巣場所」なので、そのように訂正してください。ここで、営巣場所が例えば2 km離れているからいいとかという距離感の問題だけではなくて、猛禽が生息していくためには営巣環境と、それから採餌環境、いわゆるハンティング環境、この両方がないと駄目です。この両方が影響を受けないということによって、影響がないという評価になってくるので、当該地が、採餌環境、ハンティング場所ではないということも含めて書いていただかないと、生息環境は失われぬからという評価をするには問題があると思います。

そして細かいことですが、「ハヤブサについては、営営」というのは間違っていますし、これは営巣環境としたほうがいいと思います。

営巣場所というのは、いわゆる営巣木があるところのことです。営巣地というのは、草津市は営巣地であるということですので、そのへんの語句、読んだ人が違う解釈をしないように、きちっとした対応をお願いいたします。

(事業者) 具体的なご指摘ありがとうございました。一部に用語の問題等のご指摘がございましたので、きちっとした評価といたしますか、記載をさせていただきたいと思っております。

(会長) 359ページと360ページに、地質断面図が載っていて、地下ピットの計画掘削面が書いてありますけど、通常は岩盤にまで届くように基礎を打つわけですよ。

この琵琶湖近辺では、地盤軟弱のために、建設予定地に建てられないといったような事例もあるのですが、ここの場合はすぐ隣に施設が立っていますよね。ですからいいと思うのですが、特に359ページの上を見ると、緑色の地盤である頁岩(ケツガン)、これは何となく地盤的、岩盤的みたいな感じがするのですが、その上の黄色い部分というのは砂ですよ。

それで基礎が入る部分は、深さは今何mぐらいを想定されているのですか。それと既設

の建物は何mぐらいまで、基礎が入っているのですか。

(事業者) こちらの黄色の濃いK sで示しております古琵琶湖層群、これがこの地盤の主体となっております、30前後のN値を示しております。砂ではあるのですが、固結まではっていないのですが、よく締まった地盤になります。

従いまして、ある程度基礎杭は打つと思われまして。今現在、はっきりとした、まだ設計の段階で、何mまで基礎杭を打つというものは、まだ確定しておりませんが、おそらく、それほど深く打たなくても十分支持地盤となり得る地質であるというふうな解釈で結構かと思えます。

あと地下水への影響ですけれども、この杭を打ちますのは、この全体の面積に対しまして、杭というのは直径20cmかそれぐらい前後のもので、それともう一つ、コンクリート杭等でそこから何かは抜け出すとかいうものでもありません。そういうことから、ピットは完全に地下水面より上にありますので、全く影響を与えない。仮に地下水面に到達するような杭がありまして、影響は非常に軽微か、ほとんど影響を与えないものであると想定しております。

また後ほど、既存の施設に関しましては、改めて資料を調べまして、杭がどの程度まで入っているかについてご報告させていただきたいと思えます。

(会長) 地層図に関連すると思うのですが、過去にテトラクロロエチレンか何かは検出されたことがあるという事実がございますよね。それについての記述が今回の要約書を含めてないのですが、実際にこれも測られたわけですよね。

過去は検出されたけど今回は検出されなかったとか、何かそういった過去の経過を含めた評価というか、それが必要なのでは。今回のデータは、そういうのは記載されていないので、測ったけれども何も検出されなかったということなんです。

ですから検出された深さで、どういう項目が検出されたか、されなかったのか、そういう記述もあってしかるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

(事業者) 具体的な記載の中身についてのご指摘だと思いますが、具体的に準備書の71ページをご覧くださいと思います。

ここでは周辺の地域関係の中で、特定の場所ではございませんが、県あるいは草津市等で測られているものとして、岡本町地区で、事業予定地からしますと北側のほうになると判断されますが、トリクロロエチレンが出ておりまして、基準を超えている。それから砒素も0.012ということで出ております。

それから、当該事業区域の中でやらせていただいた結果につきましては、363ページに記載しております一覧表がございます、記載としては、砒素だけ基準をオーバーしたというふうに先ほど申し上げたのですが、実際には検出限界よりはちょっと上で、基準は

クリアしておりますが、MW 1というところで1地点、トリクロロエチレンが0.003というのが検出されております。

たぶんご指摘はもう少し整理して、具体的に記載してということだと思いますので、データについては、既存文献で確認できるところにつきましては確認しておりますので、そのへんがもう少し分かりやすいような記載を含めまして、検討させていただきたいと思えます。

(会長)そうですね。別のページに書いてあるというご指摘ですけど、分析結果、総合評価的なところにも、そういうものを引用して書かれるといいのではないかとということです、よろしく願います。

(委員)先ほどの議論に戻ってしまうのですが、濁水の発生、それから濁水を受ける沈砂池の容量の説明のところ、やはり議論は足りない部分があるのではないかと私は思いました。これはどういうことかと申しますと、時間に直すと2mm、3mm程度の雨をその範囲で考慮したらいいという根拠ですね。

例えば、今、時間10mmというような雨になると工事は中断するから、それで濁水は問題となるものは考えなくてもいいということでしたが、実際は、そういう工事を始めますと、現在あるような落ち着いた土地ではなくて、非常に表面を荒らしてしまいます。

そういう中で、最近ですと、時間70mmとか80mmというのは常に簡単にあるわけですね。そういう状況ですと、シトシトのような状況の土砂の出方、懸濁体の出方ではなくて、やはりものすごく浸食を伴って濃度の高い濁水が発生するというのが、これが常識だと思うのですね。

工事をやっている中で、そういう状況が発生するということを考えなくてもいいのかと言うと、一旦工事を始めてしまいますと、そういう地表の荒れた状態をしばらく続けますから、その中で、このごろよくあるような時間70mm、80mmというのはごく身近にありますよね。そういうときが起こることも、できれば考えておいたほうがいいという気がいたします。

そのへん、どういうふうについて、そういうことに備えるかというのは、考えなくていいということであれば、どういう理由で考えなくていいかというのをもう少し丁寧に説明していただく必要があるかもしれないなと思えます。ご検討いただきたいと思います。

(事業者)工事中の問題、特に濁水につきましては、いろいろご指摘をいただいておりますので、降雨強度の問題とか、あるいは想定される区域、それから場所というのは、もう少し詰めまして、どの程度まで事業者として実行可能なのか、あるいはやれるのかということをもっと少し分かりやすく整理させていただきたいと思えます。

(委員)大気と悪臭のところあたりを私は見させていただきましたけれども、例えば、大

津市からの指摘などにも真摯に答えられて、例えば特殊な条件での大気の影響だとか、そういうところもしっかりお調べいただいて、真摯につくられたのではないかなと思います。

疑問に思うところを2つほど質問させていただきますと、まず一つは、これはたぶん結果としては標準的ですが、大気として一番影響があるのは、やはり建設に伴う機械、建設機械の稼働に伴う云々というところで、そこだと予測でも寄与率がかなり出てくる。一応環境基準は下回っている、そういう結果が出ています。それは多分大体よそでも同じような傾向にあると思うのですが、それに対する計画段階から配慮している措置に関しては、他のところと比べると、対策として取れるのはこの程度なのかなというところは感じるところです。

せっかく、例えば大津市からの指摘で、特殊な気象条件に対する影響云々というところまでしっかり予測をしていただいておりますので、できればそういう特殊な状況が生じたときの大気汚染の回避とかまで触れていただくと、こういう値は98%値で一番高いところの値が比較の対象になるのですけれども、そういうピークを少しでも下げることができるのではないかなと思います。この建設工事に伴う大気汚染の回避というところでは、いわゆるこの予測に対して取れるべき措置として、工事の進め方というようなところにも、もう少し触れた言葉があってもいいのかなと思います。

もう一つは、これは質問ですが、悪臭のところですね。悪臭も、もう十分過ぎるほど予測評価はしていただいていて、この予測によると、少なくとも敷地境界では臭気は検出できるレベルにはならないという予測が出ているのですけれども、今の既存の施設で、悪臭の苦情があるという報告が書かれています。

おそらく既存施設でも、ここに書かれているような対策というのは十分やられているはずで、それでも悪臭の苦情が出るというのは、本当にこの施設から出ている臭気なのか、直近の幾つかの事業者から出ている悪臭なのか、コメントできる範囲で結構ですので、既存の悪臭苦情の原因についてお答えいただければと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

(事業者) 工事中の建設機械の稼働に伴うことにつきましては、委員のご指摘のとおり、寄与率がかなり高いということですので、できるだけ対策の中で、今のご意見にありました特殊作業条件下での作業の中止とか、あるいは、それをどう監視していくのか、モニタリングしていくのかを含めまして、もう少し検討させていただきたいと思っております。それから悪臭の現状につきましては別にお答えいたします。

(事業者) 既存のセンターに対する周辺からの悪臭への苦情ということで、おそらく準備書の29ページのこのデータになるのですが、主に電話であるいは町内会長さんのところからの申し出で、今挙げさせてもらっています。毎年ということではないのですが、苦情を頂いております。

全てが全て、臭いの確認をうちのほうでさせてもらえたわけではないのですが、たいていは苦情があって寄せていただいたときには、もう臭いが確認できないというのが多いです。中には臭いの確認と、同じ工業団地内で似たような臭いが出ている工場の特定までしたことはあるのですが、いずれにいたしましてもセンターのほうの原因で、臭いがそちらに行ったということは確認できていません。

我々としては、そういうような臭いが出る状態で運転はいたしておりませんし、実際に臭いが出ているというか、苦情をされているおうちの方のお話を聞きましても、ちょっと臭いの質が違うというものもございましたので、ある程度原因がというのですか、似たような臭いが出ています工場につきましては、うちの市のほうの環境サイドと指導に入らせていただいたこともございますし、この場でどんなことだったかということは控えさせていただきますが、現にそういう臭気の改善をさせてもらった例もございます。

ということで、ここに挙げさせてもらったのは、あくまでも既存のセンターで苦情は受けましたが、センターのほうが原因での苦情ということではありません。

(委員)文章から見て、おそらくそうなのかなと思いつつ、こういう書き方になっているのかなという気がします。私もここに関しては書き方としていいアイデアはないので、仕方がないのかなと思います。

あと、先に質問した、特殊な気象が生じるようなときの集中的な工事の低減、中止とかというようなことに関しては、予測して先を読んでやるというのは結構難しいところもあるかもしれませんが、経験上、例えばこういう季節のこういう気象条件のところのこういう時間帯がやはり注意を要するとか、そういうのはあると思いますので、経験的に判断できる部分ででもやっていただければなと思います。

いずれにしても、建設工事をしている工事車両から出ている部分というのが結構多いということですので、そこに対する低減努力というのは、もう少しあったほうがいいのかというのが個人的感想です。よろしくお願いします。

(委員)発電施設を併設するというのですが、この資料編のところに、各フロアの図が書いてある。ここに何か、どこに発電施設があるのかが気になるのですが、それで全体の施設の規模が大きくなったりはしないのでしょうか。

資料編の1 6、7、8、9、10ぐらいに各フロアの部屋を見ていたのですが。

(事業者)資料編には熱回収施設というような書き方だけで、その中には入っていますけれども、そこまでの詳細な記入はできていません。

(委員)この規模の中で収まるということですか。

(事業者)はい。この規模の中で、これも入っているのですが、そこまでの細かい配置ま

では記入しておりませんし、計画はまだ詳細設計まで行っていません。詳しい平面配置までは決まっていますが、この中に収まるという想定で今計画させていただいています。

(委員)今の発電設備との関連で、会議の最初に要約書の図3.3の中の発電機につながる加熱器とか、下の右端に加熱器が2つほどありますが、それは水を加熱する、あるいはガスを加熱するという意味合いですから、そういう元の加熱という表現で、字でいいと私は思ったのですが、そうではないのですか。

(会長)図3.3で言うと、加熱器と書かれている左側にボイラーというのがありますね。そこで水を蒸気にするんですが、その蒸気の中にはちょっと水滴が含まれていますので、加熱器と書かれている所で全部蒸気にする。それでタービンを回転させて発電させるというのが一般的な話なので、加熱器の最初の字が加えるか過ぎるかは確認してください。私は過ぎるの方だと思います。

(事業者)この点については、また再度確認して、最終版の評価書では修正をさせていただきます。

(会長)ついでですが、その上に空気予熱器が書かれています。これは通常、排ガス中に入れて、空気予熱します。図的にこの図で良いのかも確認してください。

(事業者)確認させていただきます。

(委員)同じ図で、ついでに教えてください。

右上に、消石灰を加える、アンモニアを加えるとか、特殊助剤とあるのですが、他でそういうものの説明がないので、これはどういうものなのか、具体的に教えていただけますか。

(事業者)バグフィルターの手前で目詰まりを防ぐのと、ダイオキシンとか窒素酸化物とかの除去効率を上げるために活性炭を主体にした薬剤とか、そういう目的で入れます。

(会長)要は分かるように説明を入れて、ということです。これは市民の方が見られますので、一般の人が分かるような説明を入れてください。

(事業者)もう少し分かりやすい表現に変えさせていただきます。

(委員)基本的なことを聞いて申し訳ないのですけれども、ここを新設することで、排ガ

スの規制値は厳しくなりますか。それは、どこに書いてありましたでしょうか。既存の施設と新設で、規制値が大分変わったりしますよね。

(事業者) 要約書の4ページに書かせていただいています。

これの排出基準値というのは新しい施設での法規制値で、既存は現在5ページの排出基準値と書いています数字でして、例えば、ばいじんとか、それからダイオキシン、このへんが新しくなることで法的には厳しくなってきます。

(会長) 4ページの自主基準値というのがありますが、住民協定値というのがまた違った数値が出る場合がありますよね。市の場合は、自主基準値イコール住民協定値と。住民の方には納得していただいているのですか。

(事業者) 住民基準値ということで、今のところ自主基準値ということで、あくまでも今回アセスをさせてもらう中で、この程度までは住民協議ということで、この数字を決めさせてもらっています。

住民さんとは今いろいろお話をさせてもらっている中で、今のところ出ていませんけれども、こういうお話が出れば、これ以上になることはないのですけれども、これ以下になる可能性はあります。

(会長) はい、分かりました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第1件目についての審議はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議題(2)について

[事務局が、滋賀県環境影響評価技術指針の改正について説明]

(会長) はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対してご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(委員) 事業者にしてみれば、大変な作業が増えるのではないかと。いいことだと思いませんけれども、2点あります。

まず「重要な自然環境のまとまりの場」という表現は非常にいいことだと思うのですが、いわゆるヨシ帯とか林とかだけでなく、何か滋賀県だったら田園地帯とか、そういう風景的なものを含めて、そういうまとまりみたいなものを分断しないのは非常に重要。あるいは、そういう里山、あるいは里地の部分と奥山的な部分を分断しないというのが最近

の結構重要な課題になってきているので、そういうところも一応配慮するという点に関しては、何かうまく文言的に入れていただければというのが1点目です。

もう一点は、4ページのところでパッと見つけたことですが、4ページの左下の「予測・評価」のところに、「予測は可能な限り定量的に」とあるのですが、これはものすごく大変なことではないですか。何を以て定量的というのかは分からないのですが、特にその生態系、あるいは、そのまとまりということに関して定量的に評価するとは、具体的にどういう方法かなと私もピンと来なかったです。これは真面目にやろうかと思うと、ものすごく大変な話だと思うので、どこまで押し通されるつもりなのか教えてください。

(事務局) 定量的なことについてのご質問でございますが、今のところ考えていますのは、計画の熟度が低い段階での複数案の検討ということでございますので、ここに付きましても、「可能な限り」との表現をさせていただきます。はっきりと数値上得られないものについては定性的な評価もありだと思えますし、得られた調査結果を活かして次の段階で熟度を上げた調査をやっていただくというのもひとつの方法だと思っております。それが今後活かされれば、またティアリングの制度の中で活かしていただければと考えております。

ですから具体的には、例えばある事業を行うところから500m地域内に住んでいる方はどれだけです。これも一つの定量的な手法だと思います。

少ないから、その人たちに影響があつていいのかという議論もありますので、もちろんそれを最終的に評価をするか否かというのは、それ以降のアセスメントに関わってくることだと思いますが、この熟度の低い段階においては、それもひとつの手法だと思っております。

(委員) 何かあまりやっていると、アセスとほとんど変わらないことをやらなければいけないので、この程度のことと言ったら表現が悪いかもしれませんが、こういうポイントのところを「可能だったら定量的に、そうでなければ定性的でも」というぐらいに書かれておかれるほうが親切ではないか。表の文章に書けなければいけません、実質はそうですよということを明記されておくほうが、むしろ事業者側もドンとやっていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

(事務局) ありがとうございます。国では、計画段階配慮書手続に係る技術ガイドというのを先般インターネット上で公表されたところでございます。この中で、具体的にこういうふうな手法がありますよというガイドラインを示されており、当面の間は、この技術ガイドを参考にさせていただけたらと考えております。

(会長) 国の廃棄物処分場のところ、11ページですか。11ページの「調査予測評価」で、真ん中あたりですけど、処分場で、「予測は、可能な限り定量的に行う」と書かれてあ

るで、滋賀県だけが「可能な限り」という文を入れたということではなくて、一応国に準じて書いていると言うことですね。そうになっていますね。

(委員) 今、先生がおっしゃった1番目のことと関係するのですが、やはり重要な自然環境のまとまりというのは、私も非常に重要だと思います。特に滋賀県においては琵琶湖に注目するのは当然ですけれども、琵琶湖の3倍の面積の森林があって琵琶湖が成り立っているという点が非常に重要なポイントで、8ページのこの図だけを見ると、琵琶湖だけに非常に特化していると見られます。

やはり滋賀県では、生きもの総合調査でも、こういったところが重要な場所であるかということがかなり分かっているわけです。そういったものは森林にあり、また里地にあり、水源地にもあるということも参考にしながら、重要な自然環境というのはどういうところかということ误解がないようにすることが大切だと思います。

だから、例えば、朽木のトチ群落であったり、御池岳のオオイタヤメイゲツの群落であったり、さまざまに特色のあるものがあるので、そういったものも全部意識をした上で、琵琶湖というものを捉えていただきたいというふうに思います。

(事務局) ありがとうございます。

(委員) 確かに「重要な自然環境のまとまりの場」というのが、非常に重要だと思っています。

ここで書かれている例えば4ページの下半分のところで、「計画段階配慮事項の調査・予測・評価」の1つ目の星印の1つ目の丸のところ、「まとまって存在する重要な自然環境」の形容詞に「自然林等の」と付いています。実はこの自然林というのは、8ページの上を見ますと、1つ目の黒丸でしかないですね。

実は自然林というのは何を代表しているかと言うと、ぜい弱な自然環境というものを代表したものの例であって、それから、その他に劣化しつつある自然環境があったり、機能を有する重要な自然環境があったり、あるいは地域を特徴付ける、こういうさまざまなパターン、ここに書かれている場合ですと4つに入りますね、これらをひっくめてまとめた自然環境のまとまりと予想しているのに、冒頭に「自然林等の」と付いてしまうと、どうも「林」というイメージになってしまうかと思いますので、ここのところの表現をもうちょっとその膨らみまで表現するようになっていただければと思います。

それともう一点、この技術指針そのものについての記述ではなくて、今ここで申し上げるべきかどうか、すごく迷うのですが、制度を円滑に実施しようと思いますと、どれだけのデータベースが存在しているかというのが非常に問われてくると思います。

例えば滋賀県ですと、確か滋賀県で大切にすべき野生生物の2000年度バージョン。両生、は虫類だとか、水生昆虫だったと思うのですが、例えば堅田丘陵というのは非常に

重要な場所ですよとかという重要な場所、位置情報を持ったものについて明記されていたのですね。

この委員会の場でも、確か堅田丘陵で何か開発の事例が挙がってきたときに、堅田丘陵というのは、それほどため池があって、いい場所だとされているけれど、一つずつ個別に開発を審査していった結果、「結局堅田丘陵そのものの場所というのは非常に少なくなった」という意見を言う非常に有効な資料だったわけです。ところが、確か最近の滋賀県のレッドデータリストには、堅田丘陵とかという地理情報を持った情報というのは確か載っていなかったのではないかと思うのです。

やはり広域的に複数案を比較検討しようとした場合、どれだけのデータベースが公表されているかというのは非常に重要になってきますので、滋賀県としても、この技術指針を出すとともに、両輪として、データベースを整えていくということをしていただければありがたいなと思います。ちょっとこの場からは外れるかと思いましたが。

(事務局) データベースの整備についても、いろいろ頑張っていかなければいけないと思っています。

国レベルでは、この3月を目途にデータベースの公表を現在整備中ということで聞いています。全国レベルの話ですが、そういったものも滋賀県の中で参考に、事業者の方が活用していただければなと思います。

またそれ以外にも、既存資料等でそういう情報を得て、配慮書手続をやっていただければと思っています。

(委員) 2000年のとき、定量的に抽出されたわけではないと思うのですが、やはり専門家の方のご意見で、定性的ではあっても、ああいう情報が出ていたということは非常に有意義でしたので、何らかのかたちで考えていただければと思います。

(委員) 環境の、主に自然環境というものはありますが、歴史的な環境とか、そういうものが一切ここに書かれていない。人文系の間人としてはちょっと不満足であります。

自然環境は非常に重要であることは確かですが、その自然環境、歴史環境とか、あるいは景観とか、やはり人間が生きていく上で、自然プラス今まで人間が培ってきたものというのは非常に大きなものがあります。それがこういう人間界の中の環境になるわけですから、そういう人文関係の環境なんかも十分考慮に入れていただきたいというふうに思います。これを見たときにがく然としてしまったところがありますので、よろしく願いします。

(事務局) 今の段階で必要かなと考えているものもございまして、歴史的な遺産の保全を旨として調査、予測および評価されるべき環境要素といたしまして、文化財や伝承文化と

いうものもやはり盛り込んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。

ただ、これら個別の事項につきましても、今委員から頂きましたご意見を踏まえたかたちでも文案の中に盛り込んで、またご意見を頂ければと考えております。

(委員) 2つほど質問があります。今回の一番大きな点というのにゼロ・オプションというのがありますよね。

例えばゼロ・オプションを最終的に選ぶというのは、事業者さんに「ノー」と言うようなことですから勇気が要ることだと思うのですが、それに対して今回、例えば滋賀県であれば、こういうことに対しては「ノー」と言おうというような、何か大まかな方針みたいなものがあるのかということが一つ。

もう一つは、これは直接今回の会議とは関係ないのですが、例えば今回の東日本大震災に関わって災害復興に関連した緊急の大規模事業というのがあって、誰がどういう権限でアセスをスキップしてこの大規模事業を許可するのかというようなことに関しては、今回ある程度整理してはいかがでしょうか。他県では、そういう検討をされているところもあります。整理されたほうがいいのかと思います。

この2点に関して、見解を教えてください。

(事務局) まずゼロ・オプションでございますが、7ページ目のところに概略図を載せさせていただきました。ゼロ・オプションという言葉で見ると、やらないというように見えてしまいますが、やらないのではなくて、「対象事業以外の施策組み合わせ案や対象になる規模未滿の事業を複数案に含む場合は、ゼロ・オプションの一種とみなす」ということでございまして、やらないという選択肢はゼロ・オプションにはないということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

従いまして、ここで例を挙げさせてもらいましたのは、まず洪水対策事業というのをやらなければいけないのだと。そのためには幾つかの案があります。

1つ目がA案といたしまして、ダムを考えていきましょう。ダムは対象事業ですので、A案は対象事業です。

B案は、河川改修で堤防をセットバックして、河川の容量を増やしていきましょうという案で、これは非対象事業ですので、洪水対策事業におけるゼロ・オプション。また、こういったハード面をやらずに遊水池計画をつくって、遊水池として洪水対策を行う。これも同じく非対象事業ですので、これも洪水対策事業におけるゼロ・オプションということになります。

従いまして、ダム事業ではなくて洪水対策事業という事業で、その事業の目的に向かって対象とする事業を選ぶのかどうかというのをゼロ・オプションとしていきたいと考えているところでございます。

もう一点の災害復興の件でございますが、ご紹介させていただきますと、滋賀県では東日本大震災の関係で、工業団地に設置する工場の誘致を推進するために、一定程度のアセス規模の緩和を、現在しております。

この猶予期間は3年ということで現在運用しており、その後どうするのかということについては、今後検討してまいります。これは県外で発生した災害の支援です。

県内の場合にどうするのかということについては、現在そこまで検討が進んでおりませんが、やはりそういう求めにも応じて考えていく必要があるのかなと思います。

(委員)では、今の質問に対してもう一回。

2つ目の点については、ぜひまた機会があればということで。

最初のこのゼロ・オプションのバリエーションという話、この絵の範囲内では僕はよく理解できました。でも、これは全部公的な事業の話ばかりですよ。

例えば民有地で、これを民間事業者がアセスにかかるような大規模工事を行うときなんかでも、基本的にゼロ・オプションというか、つukらないということはないということですか。つまり、造るなという意味でのゼロ・オプションはないということですか。

(事務局)そうですね。造るなというのがなくて、規模未満にするのはありますから、事業の組み合わせによって規模未満の事業を行うということになります。

ですから工場も組み合わせによってゼロ・オプションになるケースが出てくるのかと考えられます。

どうしても考えられない場合については、その理由を明記していただくことと考えています。

(委員)民間の事業の場合はなかなか難しいかなという気もしますが、何か工夫ができればと思います。

(委員)重要なまとまりの場ですが、1ページの一番最後のところを見ますと、「『生態系』に関する」という文から始まって、まとまった重要な自然環境が記述されています。生態系として捉えた場合、まとまりの場として見たらいいのだよということかなと。

それ以降のページは、何となく県民に対して説明するときに使う資料かなと理解しているのですが、例えば8ページを見ますと、上図はまとまりの場に関する説明で、下は生態系に関する説明なのですが、では、この重要な自然環境のまとまりの場というのが、この配慮書手続の情報収集の流れの中でどのように活用されるのかという位置付けや関連性が不明なように思えます。

1ページには、重要なまとまりの場ということがボンと明記されていますので、このまとまりの場というのが情報収集の流れの中で、例えば下の図の右上に得られる情報として

種のリスト、種の希少種のリスト等々と書いてありまして、ここから重要な自然環境のまとまりの場というのを広域の目で見たときに推定しようとか、情報を得ようというようなアウトプットのようなものがあれば、何となく分かりやすいかなと。

今の得られる情報ですと、種のリスト、生態情報だとか分布状況と、通常アセスメントに出てくるとこかの図鑑から取ってきたような情報と、あるいはこことここに分布していましたよという分布情報のようなものがイメージされてしまう。

実はそこから一歩進んで広域的に、「いや、ここが潜在的に重要なんだよ」とか、「ホットスポットになるよ」というような情報を導き出すことが、この改善の要なのではないかなと思うので、そのあたりの関連性が分かるように説明資料も作っていただければと思います。

(事務局)ありがとうございます。そこは書き方を工夫させていただいて、実際、重要な自然環境のまとまりの場というのはどういう情報なのかということが分かりやすくなるようなかたちにしたいと思います。

(委員)「重要な自然環境のまとまりの場」、いろんなご意見が出ていますが、確かに今ここで書いてあるのは、先ほど委員からもおっしゃったように、滋賀県、琵琶湖だけをターゲットとして頭の中でイメージされているようです。以前、今から10年以上前の琵琶湖の総合的な保全のための計画調査を6省庁連携でやったときの自然的環境、景観の保全では、琵琶湖と、それから周りの森林、それと水源的に受ける琵琶湖の田畑ですよ。田畑とか農地とか、いわゆる平面的なもの全てが、それぞれが自然環境として滋賀県の一つのシンボルであり、それを保全していくためにはどうしたらいいかというような話が出てきました。

ですので、ここの表現をもうちょっと滋賀県独自の工夫された表現をされることが重要ではないかなと思いますね。だから、特に3番目なんか、水源涵養林とか防風林とか、いろいろ書かれてありますし、水質浄化機能を有するヨシ帯ではなくて、これはエコトーンの水陸移行帯のところに生息する、そういった微生物も含めた物の働きによっての自然環境とかが大きな役割を果たしているということもありますので、ここのところについては、今後、県独自で条例を出されるときにはいろいろ考えて、目玉というのですか、国をあくまで主体として受けつつ、そのところに滋賀県らしさを出すということを入れたら、いいのではないかなというふうに感じました。

それとあと、また先ほどのゼロ・オプションのバリエーションのところでの話で、洪水対策事業でA案、B案、C案というようなことが出てきた場合ですが、今のご説明を聞かせていただくと、どうしてもこういう環境影響評価、まず縦割りという感じをイメージします。ここのところは国交省さん、ここのところは経済産業省さんとなるので、そういったところで横断的に情報を共有することですよ。

先ほどシェアリングというところで、まず最大限いろんな今まで得られた情報というのを各部局間が共有することによって、新たなことをしなくてもいい。いわゆるアセスをするときに、もっと別のところに力を注ぐことができるということが非常に多くあるわけですね。

洪水対策に関わっていくと、やはり下水道部局とか、そういう治水関係になってきますが、それ以外のところでも、農水サイドでいけば、ため池の活用とかということも出てくるわけですので、そういった横断的な情報の共有として、こちらの技術指針に協力を含めたところも盛り込んでいければ、また一つ、滋賀県らしさというのが出るのではないかなというふうに感じております。

(事務局) ぜひ横断的な対応をやっていければと思っております。

戦略アセスというのは、ダムを造るんだというアセスとは異なって、ダム以外にもいろいろなオプションを考えるとところが大きいです。一つの部局だけで発想が固まってしまうところを、ダムではなくため池とか、そういう違う観点からも見て共有をすることが、まさにゼロ・オプションが生みやすくなるという背景だと思います。

そういうかたちで指針を出して、考え方を示すということもありますが、示し方の手法は検討していきたいと思っております。

(会長) 先ほどから出ているまとまりの場という件ですけど、下に線が引かれているところがありますよね。

これは国のガイドラインにも書かれていることなのか、そうではなくて、今回県がこういうことをやりたいので書いたのか、どちらなのでしょう。

(事務局) 各省省令で、この4つに分類されております。

(会長) それで、例えば一番上でしたら、「内湖」などという、「などで」というまでは、今回県で書かれたことでしょうか。下線以外のその前の「などで」というのは、国のガイドラインと比べて、例えば一番上の内湖とかいうのは琵琶湖だけだけど、他のことについては、国のガイドラインにも載っているということでしょうか。

(事業者) 上の項目を若干滋賀県のものに置き換えたというかたちにしております。

(会長) 私も滋賀県らしさというのは非常に大事なことだと思うのですが、これをものすごく拡大して網を広くかぶせてしまうと、事業者からは、それでは何もできないみたいなことがあって、やはりそれは事業者に対しても説得力のあるというのですか、滋賀県が特に打ち出したものに対しては理解を求めめる的な、そういう書きぶりが必要だと思うのです。

が、どうでしょうか。

(事務局)具体的に申し上げますと、環境省の最終処分場省令では、「自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸」というのが、この1つ目として挙がっております。

2つ目のところが、「里地及び里山並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林」というので、これは一緒でございます。

次が「水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地」ということで、ヨシ帯の部分を変更しております。

最後の部分が、「都市において現に存する樹林地その他の緑地」といたしまして、「斜面林、社寺林、屋敷林」、「及び水辺地」ということで挙がっております。

この項目を滋賀県の部分として置き換えますと、ヨシ群落であったり、内湖であったり、このへんを滋賀県として、国の省令とは違った部分で守っていかなければいけない部分として提案させてもらったものでございます。

(会長)国に書かれていることプラスアルファで書かれればよろしいのではないかと。パワーポイントに書こうとすると全部書けないからということになるのでしょうか。最終的な文書では、国に書かれていることを外すことはないと思います。プラスアルファの考え方でやられたほうがよろしいのではないかと。

(事務局)あくまでも滋賀県にないようなものであれば除いてもよいかもしれませんが、それ以外の部分は県プラスアルファするという考え方もあると思います。

いずれにしても、今の新しい指針、環境省が定めた指針の中にも、自然環境のまとまりの場という発想はある中で、具体的にできるだけ滋賀県独自のものというものを出していくということも必要になるのかなと考えているところでございます。

(委員)今の国の指針のところ書かれているもの、4番目のところの枕詞は「都市域の」というのが入っているんですね。それは結構重要な言葉なので、いわゆる都市に残された緑被率ですよ。そういったものを残すために、昔からあった社寺林とかが占めているのは、その中で残すべき重要なものですよということを結構言われているので、いきなり「斜面林」から書きだすと、地域を特徴付けるというのがよく理解できない。どんどん都市開発の中で残された、いわゆる自然、そういったところが結構あると思うので、そのこの部分、やはり国の枕詞はここにあったほうがいいのではないかなというふうに感じました。

(事務局)はい、ありがとうございます。

(委員)ちょっと外れた質問かもしれませんが、少しだけ疑問に思いますので、教えてい

ただければと思います。

14ページで、「法と条例の対象事業の比較」というところで、対象河川で法律よりもはるかに条例が厳しくなっているところがさすが滋賀県だなと思って見ているのですが、対象となるのがダム、堰、あるいは放水路とか調整池といった新しく作られるような非常に大きなものが挙がっている。

実は河川改修というのは、毎年毎年は非常に狭い範囲で行われていくけれど、結局30年間、中長期で見ると、気が付けば河川全体の様子が変わっていただとか、景観も生き物もすっかり変わってしまったということが往々にしてあるのですね。

となると、まさしくこの計画段階でどう配慮するかといったときに、河川全体を一つの生態系と捉えて、その中で一番守るべきところは一体どこなのか。あるいは、「ここはすごく劣化しているよ」といった目線で物事を捉えるというのは非常に重要ではないかなと思うのです。

今対象としているものは、こういう大きなものばかりだけれど、小さなものの積み重ねで30年先に結局大きなものとなるというものの代表として河川を捉えた場合、滋賀県の河川行政は結構環境に対して力も入れていらっしゃると思いますので、もしかして可能ならば、そのような目線でこの条例が活かされていければなという気はします。

そのへん、「何かちょっと考えています」とかというのがあるでしょうか。

(事務局)パブリック・インボルブメントという制度がございまして、大きな計画の段階で、川づくり会議というのを持っています。その川づくり会議の中で、全体として、こういうふうな川づくりをしていきたいと思います。道路も同じようになってございまして、都市計画についても同じような制度がありまして、それぞれそういった中で住民意見を反映しながら一つの政策を造り上げていくというのは、また別の枠組みの中で現在設けられているところでございます。

また、県条例未満の事業でも、土木や森林部局の中で、生態系に対する何か影響があるという場合には、生物モニター制度として、委嘱している専門家のご意見を聞きながら事業をやっております。アセスの対象未満についても、そういった配慮がされているということをお知らせしておきます。

(委員)18ページですけど、4番目の「環境影響評価図書のインターネット等による公表」というのは、これは国が指示をしているわけですか。

(事務局)法律でもこのような規定になりました。

(委員)現実の問題として、例えばこれをPDFにしますよね。かなり重たいですよ、ダウンロードするにしても。確かにインターネットでやるというのも、これからの方向だ

と思うのですけれども、では縦覧をやめるのか。そこらへんはどうお考えですか。

(事務局) 縦覧はこれまでどおり、同じようにやらせてもらっています。今回開催させてもらっております草津市の事業につきましても、既にこれは、この4月1日から施行されている分でございますので、既に草津市さんのホームページ上で、インターネットによる公表をしておりますとともに、県のホームページでも、そちらへのリンクをさせてもらっておるところでございます。

(委員) こういうネットを使われますから、例えば一般の意見というのも、僕もインターネットはそんなに詳しくないのですが、例えば、そういうPDFをやって、そのところに問い合わせ先とか、ご意見板だとか、そういうのをつくられたら。結局これは、「一般の方の意見なんかも、もっと聞け」ということも言われているはずなので、そういうことも考えられたら。単にPDFとして報告書とか、こういう図書を流すというだけではなくて、もう少しうまく、何というか、一般の方の意見を吸い取るというところも考えられたら有効に活用できるのかなというように思いました。

(事務局) はい、ありがとうございます。

今回の条例改正の際に、滋賀県環境審議会で議論していただいた際にも全く同じような「一般の方からのご意見をインターネット上で出せるようにしてはどうか」というご意見もあったところですが、「まだそこまでネット環境が安全ではない」というかたちで先生方のご意見は収束いたしまして、今のところ見送っているところでございます。

しかしながら、決まった場所に行かなければ見られないというところも大幅に開放されたといえますか、見る機会が大幅に広がり、意見を出す場合にも、ウェブに意見書のフォーマットを掲載していますので、それをダウンロードして使ってファックスを送っていただければ、もう自宅に対応できるようになってございますので、大幅に機会は広がっているのではないかなと思っております。

(委員) 分かりました。

(会長) 他にいかがでしょうか。

ないようですので、これで終わらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

[終了]